

2021年（令和3年）11月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

防犯意識の普及啓発に係る個人情報を目的外に提供すること及び
目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2021年（令和3年）10月20日付けで諮問（第1097号）された防犯意識の普及啓発に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経緯

本件については、神奈川県藤沢北警察署司法警察員から、犯罪捜査のため、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、本市が湘南台駅西口に設置している防犯カメラが記録した画像データの情報提供を求められたものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、条例第12条第2項第2号の法令等に定めがあるときに該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、当該照会に対する防犯カメラの画像データの目的外提供について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する画像データ及び提供方法

- (ア) 湘南台駅西口に設置している防犯カメラ1台に記録された2021年（令和3年）10月1日午後9時頃から同日午後10時20分頃までの画

像データの閲覧

(イ) (ア)の閲覧による確認を経て、実施機関が捜査のため必要と認めた部分の画像データを記録媒体に保存して提供

なお、提供する際は、条例施行規則第11条に規定する、提供を受けるものが執る措置を遵守することを求める旨を記載した回答書を交付することとする。

イ 目的外の提供先

神奈川県藤沢北警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われているものであり、受け取った情報については、守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会に対する画像提供の具体的な必要性について、藤沢北警察署において捜査を担当している藤沢北警察署地域第二課の警察官に聴き取りを行ったところ、次のように述べている。

今回の照会の基になった事案は、2021年（令和3年）10月1日に湘南台駅西口の地下出入口C付近で発生した暴行事件であり、酒に酔った被疑者が、被害者一人に暴行を加えた可能性がある。また、被疑者は、当該被害者以外の不特定多数の者に対しても、つきまとう、立ちふさがる、叫ぶ、咬みつく等、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律に違反する迷惑行為をした可能性がある。被害者からの証言を基に捜査をしているが、被害者に対する暴行の事実及びその他不特定多数の者に対する迷惑行為があったかを確認するため、事件現場が記録されている可能性のある本市の防犯カメラの画像データを確認したい。

以上のことから、本市の防犯カメラに被疑者が記録されている可能性があり、ほかの手段では代替することが困難な情報であり、また、当該画像データにおける個人情報の内容と保護の必要性、及び本事案の事実関係を明らかにするという今回の提供の趣旨を勘案した結果、当該画像データを目的外に提供する必要性があると判断した。

(3) 個人情報をも目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、今回照会対象となっている画像データに映っている個人が本事案に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障をきたすことを捜査機関に確認している。また、目的外に提供する個人情報は、画像データであり、撮影区域には不特定多数の者が立ち入るため、当該画像データから個人を特定することができないため、本人に個別に通知することは困難であることから、本件の照会における目的外提供においては、本人通知を省略する合理的な理由があると判断したものである。

(4) 実施日（予定）

2021年（令和3年）11月11日

(5) 添付書類

- ア 捜査関係事項照会書（写し）
- イ 回答書（案）
- ウ 防犯カメラ設置位置と事件現場の位置関係図
- エ 藤沢市街頭防犯カメラ運用基準
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われているものであり、本件照会の具体的な必要性について、藤沢北警察署において捜査を担当している藤沢北警察署地域第二課の警察官に聴き取りを行ったところ、次のように述べている。

今回の照会の基になった事案は、2021年（令和3年）10月1日に湘南台駅西口の地下出入口C付近で発生した暴行事件であり、酒に酔った被疑者が、被害者一人に暴行を加えた可能性がある。また、被疑者は、当該被害者以外の不特定多数の者に対しても、つきまとう、立ちふさがり、叫ぶ、咬みつく等、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律に違反する迷惑行為をした可能性がある。被害者からの証言を基に捜査をしているが、被害者に対する暴行の事実及びその他不特定多数の者に対する迷惑行為があったかを確認するため、事件現場が記録されている可能性のある本市の防犯カメラの画像データを確認したい。

また、実施機関では、本市の防犯カメラに被疑者が記録されている可能性があり、ほかの手段では代替することが困難な情報である、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、今回照会対象となっている画像データに映っている個人が本事案に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障をきたすことを捜査機関に確認している。また、目的外に提供する個人情報は、画像データであり、撮影区域には不特定多数の者が立ち入るため、当該画像データから個人を特定することができないため、本人に個別に通知することは困難である、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上